

第189回国会における党首討論

企画調整室 長谷部 淳

1. はじめに

第189回国会（常会）（会期：平成27年1月26日～平成27年9月27日）開会中の5月20日及び6月17日、国家基本政策委員会合同審査会（以下「党首討論」という。）が開催された。

党首討論は、内閣総理大臣と野党党首とが、国民の目の前において、その時々々の主要政策課題について双方向での討議を行おうとするもので、国会審議の活性化を目指す国会改革の一環として、平成12年の第147回国会（常会）から実施されている。

第189回国会では、平和安全法制、参議院選挙制度改革、党首討論の開催の在り方、国会議員の定数削減等をテーマに討議が行われた。小稿では、党首討論で大半の時間を占めた平和安全法制に関する議論を取り上げ、その概要を紹介する。

なお、2回とも、安倍晋三内閣総理大臣と、岡田克也民主党代表、松野頼久維新の党代表及び志位和夫日本共産党幹部会委員長が討論を行った。

2. 討議の概要

（1）平成27年5月20日の討議¹

ア 日本の平和維持に日米同盟と憲法が果たしてきた役割

戦後70年にわたって日本の平和が保たれてきた要因について、岡田代表は、日米同盟と憲法の果たしてきた役割が大きいと指摘した上で、安倍総理に対し、憲法が果たしてきた戦後70年の役割について問うた。

安倍総理は、日本の憲法における平和主義が断固として存在すると同時に、抑止力を効かせてきたのは、日米同盟と自衛隊の存在である旨答弁した。

イ 後方支援活動の範囲と自衛隊が戦闘に巻き込まれるリスク

自衛隊による後方支援に関して、岡田代表は、これまでは非戦闘地域においてのみ活動が認められてきたが、法改正後は、現に戦闘が行われている現場以外であれば活動できることになり、自衛隊の活動の範囲が飛躍的に広がるので、自衛隊が戦争に巻き込まれるリスクは高まるのであり、そのリスクについてきちんと国民に説明する必要がある旨を指摘した。

安倍総理は、従来の非戦闘地域の概念では、後方支援活動を行う時期を通じて戦闘が行われない地域となっており、自衛隊は機敏に活動することができないという経験を積んできたため、今回、戦闘現場という概念を定め、戦闘が起こったときには直ちに部隊の責任者の判断で機動的に一時中止・退避することを明確に定めているが、戦闘に巻き

¹ 第189回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第1号（平27.5.20）

込まれることがなるべくないような地域をしっかりと選んで行くこと、安全が確保されている場所で活動することは当然であるので、後方支援活動を行うのは戦闘が行われていない場所である旨述べた。

ウ 存立危機事態における集団的自衛権行使の制約

存立危機事態²に関して、岡田代表は、自衛の措置としての武力の行使の新三要件³が満たされており、自衛隊が限定的な集団的自衛権を行使するとき、その場所は相手国の領土、領海、領空に及ぶのが当然であると考え、制限はあるのかとただした。

安倍総理は、新三要件には、必要最小限度の実力行使にとどまると定めているが、これは従来の政府の見解を維持しているものであり、今までと同様、一般に海外派兵は認められていないとの考え方は全く変わっておらず、外国の領土に上陸して戦闘行為を行うことはなく、大規模な空爆を共に行うといったことはない旨述べた。

エ 平和安全法制をめぐる国会審議の在り方

平和安全法制をめぐる国会審議について、松野代表は、かつてのPKO法案を例にとり、法案を通すことを優先にする議論ではなく、国会をまたぐ覚悟で、国会審議に重きを置いて、この国会審議によって様々な問題点が国民に伝わり、そして国民が覚悟できるようなしっかりした審議をお願いしたい旨の確認を求めた。

安倍総理は、しっかりとした審議を行うのは立法府の務めであり責任である旨を述べるとともに、国会において審議時間ありきではないしっかりと深い議論をしていただきたい旨を述べ、早期の審議開始を呼びかけた。

オ 過去の戦争に関する総理の認識

志位委員長は、今年が戦後70周年に当たり、この節目の年に、日本が、総理自身がどのような基本姿勢をとるかは大変重大な問題であると指摘した上で、過去の日本の戦争は間違った戦争であるとの認識の有無を問うた。

安倍総理は、戦争の惨禍を二度と繰り返してはならないという不戦の誓いを心に刻み、

² 存立危機事態とは、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」を指す（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第4号）。

³ 「自衛の措置としての武力の行使の新三要件」とは、平成26年7月1日の閣議決定によるものであり、以下のとおりである。

○我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること

○これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと

○必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

（内閣官房『『国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について』の一問一答』〈<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/anzenhoshouhousei.html>〉（平27.10.15 最終アクセス）

戦後70年間、平和国家としての歩を進めてきたが、その思いに全く変わりはない旨を述べた。そして、そうであるからこそ地域や世界の繁栄や平和に貢献しなければならないという決意をしており、当然、村山談話や小泉談話といった節目節目に出されている政府談話を全体として受け継いでいくとの決意を表明した。

また、志位委員長は、ポツダム宣言において、過去の日本の戦争は世界征服のための戦争であったと判定し、間違った戦争であったと示されていることを紹介し、安倍総理の認識を重ねて問うた。

安倍総理は、ポツダム宣言における連合国軍側の理解の部分をつまびらかに承知していないため、論評は差し控えたいとした一方で、さきの大戦の痛切な反省によって今日の歩みがあり、我々はそのことを忘れてはならない旨述べた。

(2) 平成27年6月17日の討議⁴

ア ホルムズ海峡における安全保障環境の変容

集団的自衛権について、岡田代表は、政府は、中東のホルムズ海峡における武力行使（機雷の掃海）を例にとり、我が国を取り巻く安全保障環境が変容したとしているが、ホルムズ海峡においてどのような安全保障環境の根本的変容があったのかと質問した。

安倍総理は、ホルムズ海峡については、外国の領土、領海で行使する集団的自衛権について質問があったことを受けて例を挙げたまでであり、一般に海外派兵は禁じられているとの原則の下、ホルムズ海峡の機雷の掃海は新三要件に当てはまることもあり得るので例外の例として述べている旨を述べた。また、どの国も一国のみで自国の安全を守ることはできない中で国際社会がより協力をしなければならない状況にある旨を指摘した。

イ 重要影響事態と存立危機事態との関係

重要影響事態⁵と存立危機事態との関係について、岡田代表は、朝鮮半島有事を例に挙げ、重要影響事態にどのような要因が加われば存立危機事態になるのかと問うた。

安倍総理は、事態をどのように判断していくかについては、それぞれの法律によって、事態を判断する材料、基本的な考え方が決まっているので、後方支援に当たり、武力行使をする際にはそれぞれの要件を満たすかどうか判断をすると述べた。一方で、ケースごとに私が述べていくということは、日本はどういうことを考えているのか、どういうことでなければ武力行使をしないのかという政策的な中身をさらすことになり、そのようなことを全て述べるような海外のリーダーはほとんどいないとも述べた。

⁴ 第189回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第2号（平27.6.17）

⁵ 「重要影響事態」とは、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」を指す（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号）第1条）。

ウ 徴兵制導入の懸念

徴兵制の導入について、岡田代表は、安倍総理は憲法上あり得ないとしているが、集団的自衛権という歴代内閣が認めてこなかったことを、国会での議論もなく、国民の理解もなく、内閣の判断だけで閣議決定したことに鑑みれば、将来の内閣総理大臣が、徴兵制は憲法に合致していると判断して閣議決定するリスクがある旨を指摘した。

安倍総理は、徴兵制は憲法が禁じるどころの苦役に当たることは明快である旨を答弁した。

エ 安倍総理の米国議会演説と国民への説明

安倍総理の米国議会演説（平成27年4月29日）について、松野代表は、安倍総理が米国議会において、これまで以上に日本が国際貢献するために新しい法整備をするとスピーチを行う一方で、日本国内では、日本人の命を守るためだけに武力行使をするかのようなニュアンスで発言をしているが、これが今回の安保法制の議論がかみ合わない最大の理由ではないか、ダブルスタンダードに見えるとした。

安倍総理は、平和安全法案においては、集団的自衛権に伴う武力の行使を行うものと、武力の行使を行わずに国際社会の平和と安全を守るために日本が協力するための法律とがある旨を述べた。その上で、米国で演説したのは、こうしたことを含めているのであり、PKO活動の幅が広がり、自衛隊の活躍の場が広がっていくとの発言を行った旨述べた。

オ 他国の武力行使と一体化しない後方支援

志位委員長は、政府が後方支援と呼んでいる活動は、国際的には、兵たん（ロジスティクス）と呼ばれる活動であること、兵たんが武力行使と一体不可分であり、軍事攻撃の格好の目標とされることは世界の常識、軍事の常識であるとして、政府の言う武力行使と一体でない後方支援は、およそ世界では通用しないと指摘し、他国の武力行使と一体でない後方支援ならば武力の行使とみなされないという国際法上の概念が存在するのか否かについて答弁を求めた。

安倍総理は、一体化論については、国際法上の観点から議論していることではなく、憲法との関係において概念を整理したものであると述べた。

3. むすびに

党首討論をめぐっては、原則として毎月開催するとの国会改革に関する与野党合意が存在するが、有名無実化しているとの指摘もある⁶。第1回の党首討論においては、岡田代表から「月に1回は党首討論を開催すると約束していただきたい」との提案があり、安倍総理は「党首と党首の基本的な考え方、見識をぶつけ合う場であり、有効に活用したいと考えている」と応じた。これを機に、例えば討議時間の延長など、制度改善に向けての議

⁶ 『読売新聞』（平27.5.21）

論が進むかが注目される。

今次の党首討論、特に第1回の討論は、第189回国会の最大の焦点となった平和安全法制の議論の皮切りとなる形で開会され、非常に時宜を得たものであった。第189回国会では2回の開催にとどまったが、次期国会以降、より多くの討論の機会が確保され、党首同士ならではの討論が展開されることを期待したい。

(はせべ じゅん)